

醍醐コミュニティバス 車内掲示に関するお約束事 案

醍醐地域にコミュニティバスを走らせる市民の会

醍醐地域にコミュニティバスを走らせる市民の会では、日頃より醍醐コミュニティバスを利用並びに協力施設パートナーズとしてご支援いただいている醍醐地域の関係者の皆様に、バス車内の掲示スペースを役立ていただくため、以下の約束事（ガイドライン）を取り決めいたしました。

市民が主体で運行されている醍醐コミュニティバスの趣旨を十分ご理解いただき、醍醐コミュニティバスの利用促進と地域の活性化に貢献できる掲示スペースの活用にご参加協力の程、よろしくお願い申し上げます。

[1] ガイドライン

1. 非営利の市民活動に関しては、醍醐 10 校区の住民から掲示企画を常時、募集します。（別紙ちらしをご参照）、応募された掲示企画は、本ガイドラインに適合しているか簡単な審査の後、市民の会と提案者の間で協議・役割分担のうえ準備実施します。その場合、掲示物の作成作業、設置準備、費用負担等のご協力をお願いすることがあります。

例えば、こんなものを想定しています。

- ・ 醍醐に関する自然や歴史、人物等の写真展
- ・ 醍醐の児童生徒の皆さんの描かれた絵画展
- ・ 醍醐の住民活動（自治町内会、地域女性会、NPO 等）の紹介や発表
- ・ 醍醐で行われる市民による各種イベントの案内

2. 協力施設パートナーズの広告については、市民の会で作成する一定の枠組みデザインの広告欄に、一括してロゴや名称などを記載し掲示します。協力施設パートナーズの有無を問わず、企業個別の固定的な区割り広告は基本的には行いませんのでご了解下さい。

3. バスの利用促進に貢献すると市民の会で判断した催しイベント等の案内については次項 4 に合致する限り、営利、非営利を問わず、積極的に車内に掲示します。（沿線商業施設のバーゲンセールや販促イベント、観光振興イベント等）これに関しての協力施設パートナーズの皆様からのご提案は、積極的かつ優先的に採用いたします。

4. 宗教団体や政治団体、暴力団等に関するものや、公序良俗に反するものの掲示はご遠慮いただきます（ただし、神社仏閣が関わる祭礼等伝統行事や地域の民俗習俗に関わる催しなどは認めます。）

[2] 掲示可能な場所

・小型バス車内の斜め上側面に、B3 サイズ 1 台につき最大 11 枚（合計 3 台分。この箇所の車内掲示は小型バス運行路線（1. 2. 4号路線）のみ）

・小型バスの乗車口横及び運転席後背仕切版の上

※3号ジャンボタクシータイプ車両にはA4サイズ 2~3枚なら掲示可能

[3] 掲示期間 応相談（最大1ヶ月）（なお協力施設パートナーの広告は常設）

[4] 応募資格

醍醐地域に在住または勤務、あるいは、醍醐地域にて活動・事業を行っている個人・団体（一時的（テンポラリー）に醍醐地域で活動される場合も認めます）

[5] 応募方法

まず下記までご連絡ください。

※申込・問合せ先 醍醐地域にコミュニティバスを走らせる市民の会

〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町 30-1-2-35（パセオ・ダイゴロー西館 4F）

TEL/FAX: 075-575-2616